

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年12月14日)

- 1 平成24年度予算概算要求に係る直轄事業計画の概要について
【県土総務課】……別紙
- 2 土木技術職員の災害応援派遣について
【技術企画課】……1ページ
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
【技術企画課】……2ページ
- 4 地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について
【道路企画課】……3ページ
- 5 湖山池会議の概要について
【河川課】……別紙
- 6 神原汽船磯境港航路(青島・大連)運行休止について
【空港港湾課】……8ページ
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路建設課・河川課】……9ページ

県土整備部

土木技術職員の災害応援派遣について（県土整備部関係）

平成23年12月14日

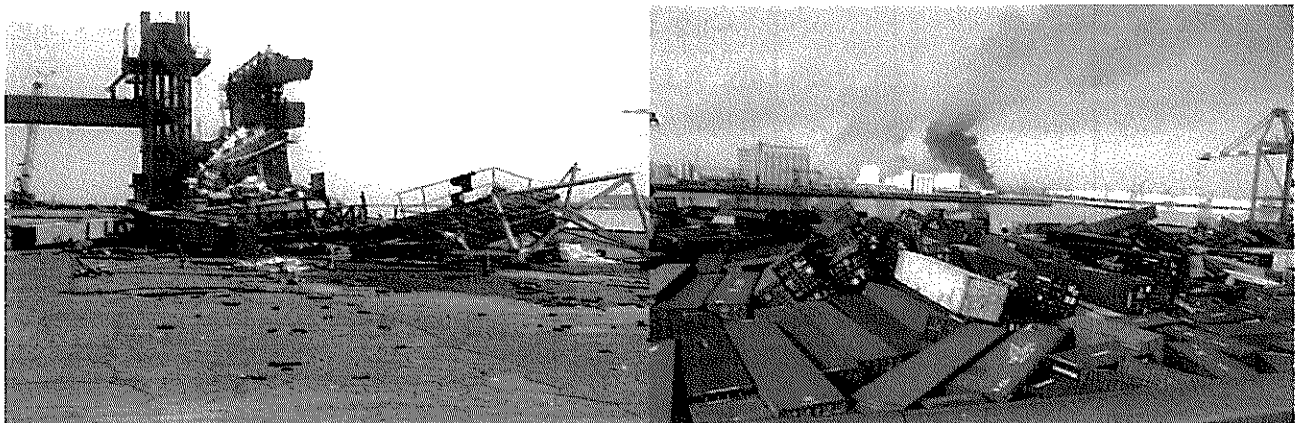
県土総務課
技術企画課

県土整備部では、東日本大震災及び台風12号、15号により大規模災害を被った、宮城県、和歌山県及び奈良県に対し、災害復旧業務の応援のため土木技術職員を3箇月～10箇月間派遣しています。

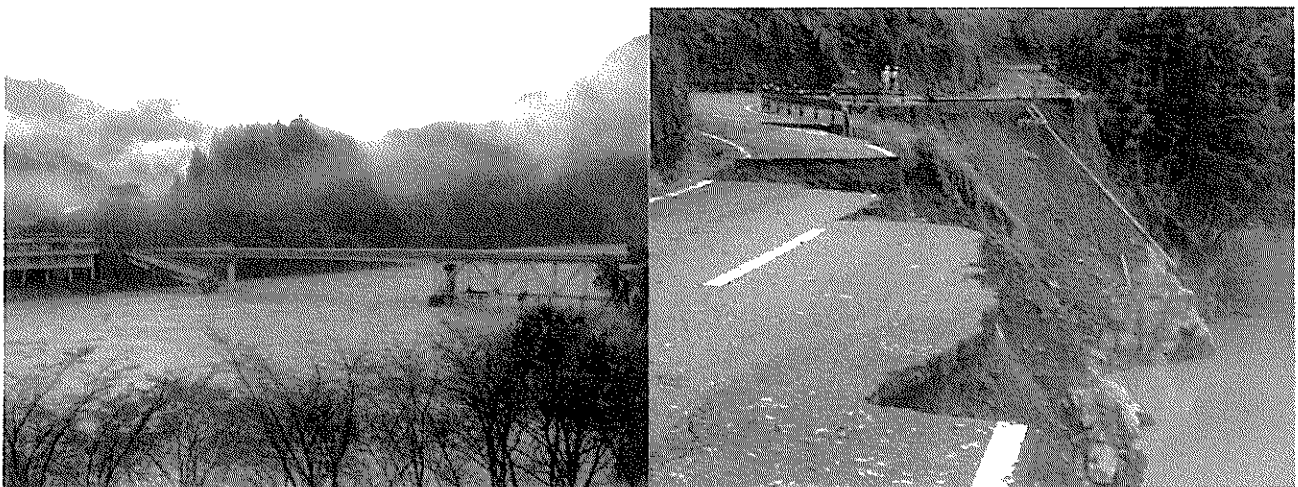
派遣先では、主に被災した土木施設の災害査定及び災害復旧工事の発注業務などを担当しています。

土木職員の派遣状況

派遣先	勤務地	派遣人数	業務内容	派遣期間	
宮城県 (仙台塩釜港湾事務所)	仙台市	1人	港湾施設の災害復旧業務	H23. 6. 1～ H24. 3. 31	10箇月
和歌山県 (西牟婁振興局)	田辺市	1人	道路、河川、砂防施設等の 災害復旧業務	H23. 10. 1～ H24. 3. 31	6箇月
奈良県 (五條土木事務所)	十津川村	2人	道路、河川、砂防施設等の 災害復旧業務	H23. 10. 1～ H23. 12. 31	3箇月
				H24. 1. 1～ H24. 3. 31	3箇月



仙台港の被災状況（仙台市宮城野区）



国道168号の被災状況（奈良県十津川村）

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年12月14日

技術企画課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費
 (11月30日までに追加実施を決定した事業) 1,727千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額 (うち新規雇用人件費)	雇用創出人数 (延べ)	①月額給与	事業内容
			②雇用期間(予定)	
公共工事検査補助事業	1,727千円 (1,075千円)	1人	① 215千円 ② H23年12月 ~H24年3月 ③ 公共工事品質確保 技術者あるいは、技術 的実務経験者等	・増加している設計金額1,500万円未満 の工事検査の一部を財団法人鳥取県建設技術 センターに外部委託し、業務効率を向上させ る。
合計	1,727千円 (1,075千円)	1人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について

平成 23 年 12 月 14 日
道 路 企 画 課

1 制定する条例

(1) 条例名

県道の構造等の基準に関する条例（仮称）

(2) 制定に係る経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」第 33 条により、「道路法第 30 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条第 2 項」が改正。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」第 162 条により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項」が改正。

(3) 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

（平成 25 年 3 月 31 日までの 1 年間、経過措置あり）

(4) 内容

①県道の構造の技術的基準の設定（道路法第 30 条第 3 項）

従来「道路構造令」で定められていた幅員、勾配等の基準を条例に委任。

②移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項）

従来「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」で定められていたバリアフリー重点整備地区内における歩道幅員、歩道の勾配等の基準を条例に委任。

※本県におけるバリアフリー重点整備地区は、鳥取市、倉吉市、米子市の 3 市

③県道に設ける道路標識の寸法の設定（道路法第 45 条第 3 項）

従来「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められていた標識の寸法等を条例に委任。

2 今後の方針

- 関係者からの意見聴取、パブリックコメントの実施
- 平成 24 年度中に議会に提案
- 平成 25 年 4 月 1 日施行予定

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針

平成23年12月14日
総務部政策法務課

1 地域主権一括法の概要

① 名称等

	法律名	改正法律数	成立年月日	公布年月日
1次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	41法律	平成23年4月28日	平成23年5月2日
2次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	188法律	平成23年8月26日	平成23年8月30日

② 内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために複数の法律を一括して改正するもので、従来政令・省令で定められていた児童福祉施設の設備・運用基準、公営住宅の入居収入基準・整備基準、道路構造の技術的基準などの施設・公物の設置管理の基準が条例に委任された。

③ 施行日

平成24年4月1日。ただし、ほとんどの基準の設定に関して平成25年3月31日までの期間内において条例が制定、施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置がある。

2 条例の制定・改正の方針

施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されたことに伴い、鳥取県では31件（別紙のとおり。条例案の検討過程で変動する可能性有）の条例を制定・改正する必要があり、次のとおり議会に提案する予定としている。

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例⇒下記の6件

平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行

② 県民生活への直接の影響があり関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例⇒25件 平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行

3 2月議会に提案予定の条例

① 経過措置のないもの

条例	概要
鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定
図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定
博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定

② 県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定

地域主権一括法に伴う条例の制定、改正予定一覧

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例【平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行】6件

条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	福祉保健部	子育て応援課
			3	3		
2 水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定	水道法	19	3	生活環境部	水・大気環境課
3 天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定	下水道法	7	2	生活環境部	水・大気環境課
			21	2		
4 指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	生活環境部	公園自然課
			34	5		
5 図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定	図書館法	15	1	教育委員会	図書館
6 博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定	博物館法	21	1	教育委員会	博物館

② 県民生活への直接の影響がある条例【平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行】25件

条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1 保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	生活保護法	39	1	福祉保健部	福祉保健課
2 婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	青少年・家庭課
3 軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	長寿社会課
4 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	老人福祉法	17	1	福祉保健部	長寿社会課
5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員などの基準)	介護保険法	42	1	福祉保健部	長寿社会課
			74	1		
			74	2		
6 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積などの基準)	介護保険法	88	1	福祉保健部	長寿社会課
			88	2		
7 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	97	1	福祉保健部	長寿社会課
			97	2		
			97	3		

条例名(仮称)		概要	根拠条項		部	課	
8	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	110	1	福祉保健部	長寿社会課
				110	2		
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	介護保険法	54	1	福祉保健部	長寿社会課
				115-4	1		
				115-4	2		
10	指定障害福祉サービスの事業等に係る基準に関する条例	①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	43	1	福祉保健部	障がい福祉課
				43	2		
				36	3		
11	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準に関する条例	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	障害者自立支援法	44	1	福祉保健部	障がい福祉課
				44	2		
12	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
13	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
14	福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	福祉ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
15	障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	①障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準) ②指定障害者支援施設の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	84	1	福祉保健部	障がい福祉課
				38	3		
16	指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	①指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、指導訓練室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害児通所支援事業者の指定の申請者の要件に関する基準の設定 ③指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、衛生管理等の基準) ④指定障害児入所施設の指定の申請者の要件に関する基準の設定	児童福祉法	21-5-18	1	福祉保健部	子ども発達支援課
				21-5-18	2		
				21-5-15	2		
				24-12	1		
				24-12	2		
24-9	2						
17	保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	保育所の設備及び運営に係る基準の設定 (保育士数、居室面積、保育時間等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子育て応援課
18	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	青少年・家庭課

条例名(仮称)		概要	根拠条項		部	課
19	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45 1	福祉保健部	子ども発達支援課
20	病院及び診療所の人員及び施設に係る基準に関する条例	①病床数の算定に当たっての補正の基準の設定	医療法	7-2 4	福祉保健部	医療政策課
		②専属薬剤師の設置の基準の設定		7-2 5		
		③病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)		18 21 1 21 2		
21	県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定	公営住宅法	5 1 5 2	生活環境部	住宅政策課
		②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定		23 1		
22	鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定	都市公園法	3 1 4 1	生活環境部	公園自然課
		②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定		13 1		
23	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正	①県立職業能力開発施設において行う職業訓練の例外的措置の設定 (施設外の施設で行うことができる職業訓練等の内容に関する基準)	職業能力開発促進法	15-6 1 15-6 3	商工労働部	雇用人材総室
		②県立職業能力開発施設における職業訓練の基準の設定 (訓練生の数、訓練期間等の基準)		19 1		
		③無料とする公共職業訓練の設定		23 1		
		④職業訓練指導員の資格の設定		28 1 30-2 1		
24	県道の構造等の基準に関する条例	①県道の構造の技術的基準の設定	道路法	30 3	県土整備部	道路企画課
		②県道に設ける道路標識の寸法の設定		45 3		
		②移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10 1		
25	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な信号機の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36 2	警察本部	交通規制課

神原汽船株式会社境港航路（青島・大連）の運航休止について

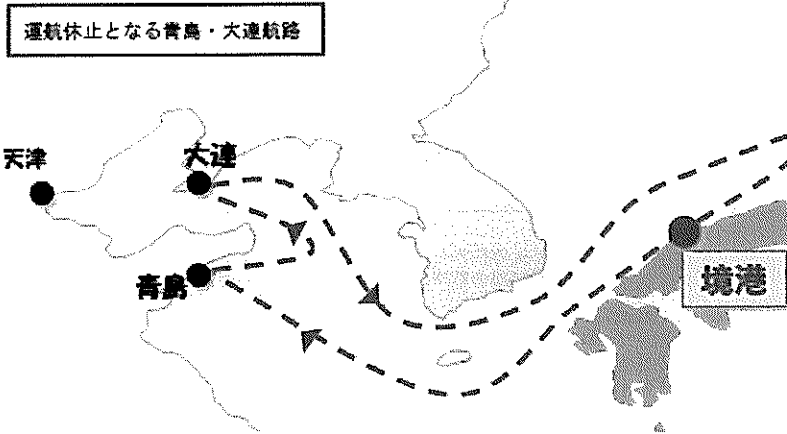
平成23年12月14日
 通商物流室
 境港管理組合
 空港港湾課

境港に寄港する定期コンテナ航路を運航する神原汽船株式会社から、日本海華北航路のスケジュール変更に伴い、青島・大連航路の境港寄港を平成24年2月14日より休止する旨、境港管理組合、境港貿易振興会及び境港海陸運送株式会社に説明があり、12月8日付けでホームページ上で公表されました。

なお、同社が運航している上海航路については、境港の寄港スケジュールに変更はありません。

1 スケジュール変更の内容

	天津	大連	青島	大連	舞鶴	新潟	富山	金沢	境港
(現行)			(火)	(水)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)
(変更後)	(月)	(火)	(水)	(-)	(土)	(月)	(火)	(水)	(-)



2 適用日 平成24年2月14日から

3 今後の取組み方針

- 青島・大連航路利用の既存荷主に対しては、代理店である境港海陸運送株式会社を中心に、境港利用の代替ルートの提案による境港の継続的な利用を働きかける。
- 境港への寄港が早期に再開されるよう、関係機関が連携して、青島、大連、天津地域の貨物の掘起しを行い、船社に働きかけていく。

<参考> 境港定期航路のスケジュール（平成24年2月14日から） 週6回寄港

【中国航路】 週2便（毎週月・木曜日 寄港）		上海Tranship		青島Tranship
月	上海 - 境港 - 金沢 - 新潟 - 富山 - 小樽 - 上海	[入]	上海から3日	(船社) 神原汽船 (代理店) 境港海陸運送株
	(金) (月) (火) (水) (木) (土) (日)	[出]	上海まで11日	
社	青島 - 大連 - 舞鶴 - 新潟 - 富山 - 金沢 - 境港 - 青島 - 大連	[入]	大連寄港日 青島寄港日	
	(火) (水) (土) (月) (火) (水) (木) (火) (水)	[出]	大連寄港日 青島寄港日	
【韓国・中国航路】 週1便（毎週土曜日寄港）				
土	釜山 - 蔚山 - 釜山 - 金沢 - 境港 - 釜山 - 蔚山 - 光陽 - 天津 - 大連	[入]	釜山から6日	(船社) 高麗海運株 (代理店) 境港海陸運送株
	(日) (水) (木) (金) (土) (日) (月) (月) (水) (金)	[出]	釜山まで1日	
【韓国航路】 週3便（毎週月・金・水曜日 寄港）				
月	釜山 - 境港 - 金沢 - 釜山 - 蔚山 - 釜山 - 釜山	[入]	釜山から1日	(船社) 高麗海運株 (代理店) 境港海陸運送株
	(日) (月) (火) (水) (木) (土) (日)	[出]	釜山まで6日	
金	釜山 - 金沢 - 舞鶴 - 舞鶴 - 金沢 - 境港 - 釜山	[入]	釜山から6日	(船社) 真直海運株 (代理店) 海上経境港支店
	(日) (月) (火) (水) (木) (金) (土)	[出]	釜山まで1日	
水	釜山 - 境港 - 金沢 - 舞鶴 - 釜山 - 志布志 - 釜山	[入]	釜山から1日	(船社) 長崎海運株 (代理店) 境港海陸運送株
	(火) (水) (木) (木) (土) (日) (火)	[出]	釜山まで3日	
【環日本海国際フェリー航路】 週1便（毎週金曜日入港・土曜日出港）				
金・土	東海 - ウラジオストク - 東海 - 境港 - 東海	[入]	東海寄港 14時開	(船社) D&Sクルーズフェリー株 (代理店) 海上経境港支店
	(日) (月) (水) (木) (金) (土) (日)	[出]	17時開	
	(月) (火) (水) (木) (金) (土) (日)	[出]	東海寄港 14時開	

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】 主 務 課	工 事 名	工 事 場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	県土整備部 摘 要
道路建設課 (中部総合事務所) (県土整備局)	県道鳥取国府岩美線(十王峠工区)改良工事(2工区)(緊急経済対策)	岩美郡 岩美町 鳥越	八幡・エーエヌ特定建設工事 共同企業体 代表者 八幡コーポレーション(株) 代表取締役 玉木裕一	(当初契約額) 101,325,000円 (第1回変更後契約額) 105,680,400円 (変更額) 〔 4,355,400円	平成23年3月18日 ～ 平成23年11月14日	(当初契約年月日) 平成23年3月17日 (第1回変更契約年月日) 平成23年11月14日	
道路建設課 (中部総合事務所) (県土整備局)	国道178号(岩美道路(仮称))改良工事(補助)(緊急経済対策)	岩美郡 岩美町 本庄	やまこう建設(株) 代表取締役社長 岸本 行正	(当初契約額) 164,745,000円 (第1回変更後契約額) 179,635,050円 (変更額) 〔 14,890,050円 (第2回変更後契約額) 179,999,400円 (変更額) 〔 364,350円	平成23年3月28日 ～ 平成23年12月12日	(当初契約年月日) 平成23年3月25日 (第1回変更契約年月日) 平成23年9月16日 (第2回変更契約年月日) 平成23年11月1日	
道路建設課 (中部総合事務所) (県土整備局)	東伯中央広域農道(仮称赤松倉坂トンネル)工事	東伯郡 琴浦町 福永～倉坂	熊谷組・馬野建設特定建設工事共同 企業体 代表者 株式会社熊谷組中四国支店 執行役員支店長 牧野有孝	(当初契約額) 546,105,000円 (第1回変更後契約額) 545,797,350円 (変更減額) 〔 307,650円)	平成22年10月12日 ～ 平成23年11月30日 平成22年10月12日 ～ 平成23年11月30日	(当初契約年月日) 平成22年10月12日 (第1回変更契約年月日) 平成23年11月17日	

県土整備部

【変更分】

主 務 課	工 事 名	工 事 場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	摘 要
道路建設課 (日野綜合事務所 〔 県土整備局 〕)	国道482号下岐屋工区道路改良 工事(9工区)(交付金改良)	日野郡 江府町 下岐屋	(有)住田組 代表取締役 住田 孝昭	(当初契約額) 102,900,000円	平成22年10月7日 ~ 平成23年3月15日	(当初契約年月日) 平成22年10月7日	
				(第1回変更後契約額) 102,900,000円 (変更額) [0円]	(変更後工期) 平成23年8月10日	(第1回変更契約年月日) 平成23年3月15日	
				(第2回変更後契約額) 105,087,150円 (変更額) [2,187,150円]	(変更後工期) 平成23年11月20日	(第2回変更契約年月日) 平成23年8月9日	
河川課 (東部綜合事務所 〔 県土整備局 〕)	塩見川広域河川改修工事(2工 区)	鳥取市 福部町 細川	東洋建設(株)山陰営業所 所長 本村和哉	(当初契約額) 283,290,000円	平成23年3月29日 ~ 平成24年1月12日	(当初契約年月日) 平成23年3月29日	
				(第1回変更後契約額) 282,866,8500円 (変更額) [△423,150円]		(第1回変更契約年月日) 平成23年8月24日	
				(第2回変更後契約額) 291,907,350円 (変更額) [9,040,500円]		(第2回変更契約年月日) 平成23年11月18日	